

公的研究費による研究実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本水路協会海洋情報研究センターの研究者が公的研究費による研究の実施に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、研究活動を行う海洋情報研究センター所長、副所長、研究開発部に所属する常勤及び非常勤の研究職員をいう。

第3条 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

- (1) 文部科学省及び文部科学省が所管する国立研究開発法人から配分された競争的資金。
- (2) 前号に規定するものの他、政府機関、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体等が配分する研究費。

(研究計画書の策定)

第4条 研究者は、公的研究費による研究の実施にあたっては、各公的研究費が定める規程類により研究計画書を策定し理事長に提出するものとする。

(研究報告の義務)

第5条 研究者は、公的研究費による研究を実施にあたっては、各公的研究費が定める規程類により研究報告書を作成し理事長に報告するものとする。

(研究成果の取扱)

第6条 研究者は、公的研究費による研究で得られた成果等の取扱いについては、各公的研究費が定める規程類に特段の決まりがない場合には、自らの判断で公表することができる。

(会計)

第7条 公的研究費の会計は、本協会の経理に関する規定類により処理を行うものとする。

附則

(施行日)

1 この規程は、2016年10月1日から施行する。